

令和6年7月会議

津幡町議会会議録

令和6年7月18日再開

令和6年7月18日散会

津幡町議会

令和6年津幡町議会7月会議会議録

目 次

1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第1号）	2
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 再開・開議（午前11時00分）	3
1. 会議期間の報告	3
1. 議事日程の報告	3
1. 会議時間の延長	3
1. 会議録署名議員の指名	3
1. 諸般の報告	3
1. 議案上程（議案第51号～議案第55号）	3
1. 議案に対する質疑	6
1. 委員会付託	6
1. 休憩（午前11時18分）	6
1. 再開（午後3時30分）	7
1. 委員長報告	7
1. 委員長報告に対する質疑	8
1. 討 論	8
1. 採 決	8
1. 議会議案上程（議会議案第5号）	8
1. 質 疑	9
1. 討 論	9
1. 採 決	9
1. 閉議・散会（午後3時39分）	9
1. 署名議員	10

令和6年7月18日(木)

○出席議員(16名)

議長	八十嶋 孝 司	副議長	竹 内 竜 也
1 番	池 野 翔 吾	2 番	柴 田 洋 一
3 番	東 克 彦	4 番	中 島 敏 勝
5 番	小 倉 一 郎	6 番	小 町 実
9 番	西 村 稔	10 番	酒 井 義 光
11 番	塩 谷 道 子	12 番	多 賀 吉 一
13 番	向 正 則	14 番	道 下 政 博
15 番	谷 口 正 一	16 番	河 上 孝 夫

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	酒 井 英 志	総 務 課 長	田 中 圭
企 画 課 長	中 嶋 徹 郎	財 政 課 長	杉 田 純 也
町民生活部長	細 山 英 明	生活環境課長	由 雄 宏 一
健康福祉部長	山 本 幸 雄	福 祉 課 長	長 陽 子
産業建設部長	本 多 延 吉	都 市 建 設 課 長	松 岡 隆 司
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	納 口 達 也	消 防 長	松 本 聖 史
消 防 次 長	高 戸 勇 一	教 育 長	吉 田 克 也
教 育 部 長	宮 崎 寿	教 育 総 務 課 長	本 多 克 則
河北中央病院事務長 兼 事 務 課 長	山 嶋 克 幸		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	村 美 和	議会事務局主幹	山 本 慎 太 郎
総務課担当課長	有 沢 雅 子	監理課係長	山 本 匡 教
企画課係長	上 谷 武	財政課主査	村 田 哲 人

○議事日程（第1号）

令和6年7月18日（木）午前11時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 議案上程（議案第51号～議案第55号）

（質疑・委員会付託）

議案第51号 令和6年度津幡町一般会計補正予算（第4号）

議案第52号 津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
について

議案第53号 請負契約の締結について（5災219号準用河川笠野川河川災害
復旧工事）

議案第54号 請負契約の締結について（太白台小学校法面災害復旧工事）

議案第55号 請負契約の締結について（津幡運動公園長寿命化対策工事（運
動公園体育館照明））

（休憩）

議案第51号 令和6年度津幡町一般会計補正予算（第4号）から

議案第55号 請負契約の締結について（津幡運動公園長寿命化対策工事（運動公園
体育館照明））まで

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第4 議会議案第5号 学校給食の無償化制度の構築を求める意見書

（質疑・討論・採決）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

<再開・開議>

- 八十嶋孝司議長 ただいまから、令和6年津幡町議会7月会議を再開いたします。
本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

<会議期間の報告>

- 八十嶋孝司議長 本日再開の7月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日1日間といたします。

<議事日程の報告>

- 八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

<会議時間の延長>

- 八十嶋孝司議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。
議場内が暑いと思われるときは、適宜上着を取っていただいで結構です。

<会議録署名議員の指名>

- 八十嶋孝司議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本7月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第127条の規定により、議長において6番 小町 実議員、7番 竹内竜也議員を指名いたします。

<諸般の報告>

- 八十嶋孝司議長 日程第2 諸般の報告をいたします。
本7月会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。
次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による令和6年5月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。報告書を配付しておきましたので、御了承願います。
次に、さきの令和6年6月会議で可決された下水道の維持管理・更新におけるウォーターP P P導入に向けての丁寧な対応を求める意見書、及び聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書につきましては、関係機関へ送付いたしましたので、御了承願います。
以上をもって、諸般の報告を終わります。

<議案上程>

- 八十嶋孝司議長 日程第3 議案上程の件を議題とし、議案第51号から議案第55号までを一括上程いたします。
これより町長に提案理由の説明を求めます。
矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日ここに、令和6年津幡町議会7月会議が開かれるに当たり、町政の概況と提出議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

初めに、本日10時からの能登半島地震復興基金に係る知事との意見交換会に、議会の御配慮をいただきまして、ありがとうございます。その結果につきましては、県の方針が決定次第、議会の皆様に報告させていただきますので御了承をお願いいたします。

さて、ことしの北陸地方の梅雨入りは、平年より11日遅い6月22日ごろでした。梅雨明けはまだのようではありますが、平年どおりであれば7月23日ごろと見込まれております。

ことしの梅雨も日本全国の広い範囲で記録的な大雨をもたらし、各地で土砂崩れや河川の氾濫などの災害が発生しております。本町におきましては、6月22日午後9時からの24時間雨量が町内3カ所の観測所でいずれも100ミリを超える大雨となり、23日午後3時04分には洪水警報が発表されました。これにより職員が町内パトロール等の警戒に当たりましたが、幸いにも大きな被害はございませんでした。

さて、昨年7月12日に発生いたしました、県内初の線状降水帯に伴う豪雨災害から1年が経過いたしました。この令和5年7月豪雨災害では、人的被害こそありませんでしたが、全壊7棟を含む住家被害が373棟あり、河川や農地、農業用施設などにも多数の被害をもたらし、本町では昭和39年以来59年ぶりの大きな水害となりました。この水害からの復旧に向け、国による補助災害の査定が昨年の12月に全て完了し、いよいよ本格的な復旧工事に取りかかろうとした矢先に発生したのが令和6年能登半島地震でございました。

この地震による被害はさらに大きく上っております。現在も緑が丘区の一部では長期避難を余儀なくされている世帯があります。緑が丘区の道路災害につきましては、7月10日から11日にかけて国による簡易査定が実施され、今後、本格的な復旧工事を行う予定でございます。そのほかの道路も至るところで陥没、隆起があり、応急的な工事は行っておりますが、本格的な復旧には、詳細な調査及び分析、そして実施設計等が必要となり、工事着手までには、まだ時間を要する見込みとなっております。これらの業務には山形県庁、神奈川県相模原市及び大阪府枚方市から中長期にわたる職員派遣により支援をいただきながら、国や県とも連携し、全力で対応しているところでございます。

町民の皆様には御不便をおかけしておりますが、一日も早い復旧、復興のために、職員一丸となって取り組んでいるところでございますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

これからしばらくはまだ雨の多い時期となりますが、引き続き気を緩めずに、災害対応に努めてまいりたいと考えている次第でございます。

河北潟干拓地において営巣をしておりました国の特別天然記念物コウノトリのつがいに、6月11日、コウタとコウリという愛称をつけるとともに、津幡鳥民として特別住民票を交付いたしました。ことしコウタとコウリには4羽のひなが誕生し、それぞれ順調に巣立ちました。最後の1羽は、6月25日に巣から飛び立ちました。巣の様子は、現在もライブカメラで見ることができません。しばらくは親鳥と一緒に過ごすとのことですが、静かに見守り、来年以降もコウタとコウリが安心して営巣できるよう、関係機関とも連携してコウノトリの選んだ町つばたとしての環境を継続してまいりたいと考えている次第でございます。

それでは、議会6月会議以降の町政の概況について御報告をさせていただきます。

本町の広報特使でもある大の里関が、5月に行われました大相撲夏場所で史上最速となる所要7場所での初優勝を果たしました。そして、7月7日、幕内最高優勝祝賀パレードを文化会館シグナスから役場までの間で実施いたしました。

当日は、34度を超える猛暑日となりましたが、パレード開始時刻の午後4時半には暑さも和らぎ、比較的過ごしやすい気温となりました。オープンカーに乗った大の里関は、師匠である二所ノ関親方とともに、沿道に集まった約2万5,000人の方々からの祝福に手を振って応え、その後に行われました優勝報告会では、もう一度、優勝を目指して頑張りますと力強い挨拶がございました。

昨年7月の豪雨災害から令和6年能登半島地震と本町、本県では、暗くつらい話題が続いておりましたが、大の里関の活躍により、多くの方々元気づけられていることには間違いありません。このまま、上へ上へと上り詰め、津幡町、石川県のみならず相撲界の大きな星となることを期待せずにはられません。

7月14日から始まりました名古屋場所では、新関脇としてきのうまでに1勝3敗となっていました。これからの巻き返しに期待をしたいと思っているところでございます。

また、同じく本町出身の欧勝海は、今場所では幕下三枚目となっていました。きのうまでに1勝1敗となっております。28日の千秋楽まで勝ち星を重ねていただき、再び十両に復帰することを信じております。

両力士ともに、けがには十分気をつけていただき、上を目指していただきたいと期待している次第でございます。

7月13日から14日にかけて、石川県西部緑地公園陸上競技場で行われました、第70回全日本中学校通信陸上競技石川県大会で、津幡中学校3年生の藤本菜優選手が、女子走り幅跳びにおきまして5メートル72センチメートルの大会新記録で優勝し、全国大会出場を決めました。

全日本中学校陸上競技選手権大会は、8月17日から20日にかけて福井県福井運動公園陸上競技場で開催されます。

藤本選手は、今年のこの大会におきまして見事に優勝を果たしております。昨年に続く優勝と、さらなる記録更新を目指し、日ごろの練習の成果を大いに発揮していただけるよう健闘を祈っておる次第でございます。

それでは、本日提出いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

議案第51号 令和6年度津幡町一般会計補正予算（第4号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ5,360万9,000円を追加するものでございます。

歳入では、土木施設災害復旧事業に係る災害復旧費国庫負担金等の国庫支出金、社会教育施設及び保健体育施設の災害復旧事業に係る町債をそれぞれ増額いたします。また、財源調整として前年度からの純繰越金の一部を増額するものでございます。

続いて、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

総務費では、急遽7月7日に開催となりました大の里関幕内最高優勝祝賀パレード開催費に係る記念イベント事業費を追加するものでございます。

農林水産業費では、石川県森林公園内に設置される木育施設、愛称もりのひみつきちの利用につきまして、6月会議での小倉議員への一般質問にお答えしましたとおり、町内の小学生及びその保護者に続き、1歳以上の未就学児とその保護者に対しても無料利用券を配付するもので、森

林公園活性化対策事業費を増額するものでございます。

教育費では、小中学校の厨房機器等修繕費に係る一般管理費、英田公民館空調機器修繕費に係る公民館管理費、全国大会等派遣費として、各種スポーツ競技における全国大会出場者への派遣費に伴う中学校費、及び保健体育総務費や津幡運動公園の多目的競技場浄化槽復旧工事費に係る津幡運動公園管理費災害補修費などを増額するものでございます。

第2表地方債補正は、社会教育施設災害復旧事業ほか1件の事業を追加するものでございます。

議案第52号 津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、公立河北中央病院における、さらなる救急医療・高齢者医療等の充実を図るため、加えて、時間外救急等患者受け入れの増加により、医師の負担が増していることから待遇改善のため、医師の特殊勤務手当を改正するものでございます。

議案第53号 請負契約の締結について。

本案は、5災219号準用河川笠野川河川災害復旧工事の請負契約の締結について、議会の議決をお願いするものでございます。同工事は、制限付き一般競争入札により、1億5,070万円で大幸建設株式会社が落札いたしました。

議案第54号 請負契約の締結について。

本案は、太白台小学校法面災害復旧工事の請負契約の締結について、議会の議決をお願いするものでございます。同工事は、制限付き一般競争入札により、8,710万5,700円で大幸建設株式会社が落札いたしました。

議案第55号 請負契約の締結について。

本案は、津幡運動公園長寿命化対策工事（運動公園体育館照明）の請負契約の締結について、議会の議決をお願いするものでございます。同工事は、制限付き一般競争入札により、6,698万8,900円で東田電機工業株式会社が落札いたしました。

以上の3件については、現在、仮契約を締結中ではありますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

以上、緊急を要するものとしたしまして、本7月会議に御提案を申し上げました議案の概要を御説明申し上げたところでございます。各常任委員会におきまして、関係部課長より詳細に説明いたしますので、原案のとおり決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

<議案に対する質疑>

○八十嶋孝司議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

<委員会付託>

○八十嶋孝司議長 ただいま議題となっております議案第51号から議案第55号までは、配付してあります議案審査付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩中に常任委員会で、議案の審査方よろしく願いいたします。

〔休憩〕 午前11時18分

〔再開〕午後3時30分

○八十嶋孝司議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第51号から議案第55号までを一括して議題といたします。

＜委員長報告＞

○八十嶋孝司議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過及び結果につき各常任委員長の報告を求めます。

小町 実総務産業建設常任委員長。

〔小町 実総務産業建設常任委員長 登壇〕

○小町 実総務産業建設常任委員長 総務産業建設常任委員会に付託された案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第53号 請負契約の締結について（5災219号準用河川笠野川河川災害復旧工事）は、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 向 正則文教生活福祉常任委員長。

〔向 正則文教生活福祉常任委員長 登壇〕

○向 正則文教生活福祉常任委員長 文教生活福祉常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第52号 津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第54号 請負契約の締結について（太白台小学校法面災害復旧工事）、

議案第55号 請負契約の締結について（津幡運動公園長寿命化対策工事（運動公園体育館照明））、

2件の請負契約の締結については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、文教生活福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものです。

報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 河上孝夫予算決算常任委員長。

〔河上孝夫予算決算常任委員長 登壇〕

○河上孝夫予算決算常任委員長 予算決算常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第51号 令和6年度 津幡町一般会計補正予算（第4号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

以上、報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 これをもって委員長報告を終わります。

＜委員長報告に対する質疑＞

○八十嶋孝司議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○八十嶋孝司議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○八十嶋孝司議長 これより議案採決に入ります。

議案第51号から議案第55号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第51号から議案第55号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

＜議会議案上程＞

○八十嶋孝司議長 日程第4 議会議案第5号を議題といたします。

谷口正一議会運営委員長提出の議会議案第5号 学校給食の無償化制度の構築を求める意見書について、提案理由の説明を求めます。

谷口正一議会運営委員長。

〔谷口正一議会運営委員長 登壇〕

○谷口正一議会運営委員長 津幡町議会運営委員会、委員長の谷口正一です。

議会議案第5号、学校給食の無償化制度の構築を求める意見書について、地方自治法第109条第6項及び津幡町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものであります。

それでは、提案理由を申し上げます。

小・中学校では、給食を通じた食育が行われ、学校給食は教科学習とともに学校教育の大きな柱となっています。義務教育は、これを無償とすると定めた日本国憲法により、授業料を徴収しないこととされ、教科書も無償化されています。それと同様に、学校での食育に必要な不可欠である給食についても、無償化することで、各家庭の経済状況にかかわらず、子供の健やかな成長のために非常に重要な栄養バランスのとれた給食が提供できます。

現在、食料品等の物価高騰の影響により、経済的に苦しい状況にある保護者も多く、今こそ学校給食の無償化が切に求められる状況にあります。財政余力が乏しく無償化の実施困難な自治体も多いため、地域格差を生じさせないよう国内全ての学校で無償化を実施するには国の関与が必要であります。よって、国におかれては、学校給食の無償化を実現するため、主体となって必

要な制度を構築するよう、強く要望するものであります。

以上、議員各位の御賛同をよろしく申し上げます。

＜質 疑＞

○八十嶋孝司議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○八十嶋孝司議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○八十嶋孝司議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第5号 学校給食の無償化制度の構築を求める意見書について採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決すること、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者0人〕

○八十嶋孝司議長 起立全員であります。

よって、議会議案第5号は原案のとおり可決されました。

以上、本7月会議で可決されました議会議案第5号の意見書の提出先及び処理方法につきましては、議長に御一任願います。

＜閉議・散会＞

○八十嶋孝司議長 以上をもって、本7月会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

よって、令和6年津幡町議会7月会議を散会いたします。

午後3時39分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 八十嶋孝司

署名議員 小町 実

署名議員 竹内 竜也

参 考 資 料

1. 議会議案	1
1. 委員会審査付託表	2
1. 委員会審査結果表	3

津幡町議会議長 八十嶋 孝 司 様

提出者 津幡町議会運営委員長 谷 口 正 一

学校給食の無償化制度の構築を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

学校給食の無償化制度の構築を求める意見書

学校給食法第1条及び第2条に定める学校給食の目標達成に向け、小・中学校では、生きた教材である給食を通じた食育が行われている。その意義は大きく、学校給食は教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。

義務教育は、これを無償とすると定めた日本国憲法第26条第2項や教育基本法第5条第4項、学校教育法第6条により、授業料を徴収しないこととされている。小・中学校で用いられる教科書は、かつては自己負担が求められたが、教科書無償措置法等により無償化されている。それと同様に、学校での食育に必要不可欠である給食についても、義務教育においては教科書と同じく無償化することで、各家庭の経済状況にかかわらず、子供の健やかな成長のために非常に重要な栄養バランスの取れた給食が提供できる。

文部科学省の「学校給食に関する実態調査」の調査結果によると、令和5年9月1日時点で、全国1,794自治体のうち、何らかの形で無償化や一部補助を実施しているのは、約4割に当たる722自治体である。その内訳は、小・中学生の全員を対象に無償化を実施しているのが547自治体、小・中学校段階において支援要件を設けて無償化を実施しているのが145自治体、その他は30自治体である。

現在、食料品等の物価高騰の影響により、経済的に苦しい状況にある保護者も多く、今こそ学校給食の無償化が切に求められる状況にあるが、財政余力が乏しく無償化の実施困難な自治体も多いため、地域格差を生じさせないように国内全ての学校で無償化を実施するには国の関与が必須である。

よって、国におかれては、学校給食の無償化を実現するため、主体となって必要な制度を構築するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年津幡町議会7月会議
 常任委員会議案審査付託表
 予算決算常任委員会

議案番号	件名
議案第51号	令和6年度津幡町一般会計補正予算（第4号）

令和6年津幡町議会7月会議
 常任委員会議案審査付託表
 総務産業建設常任委員会

議案番号	件名
議案第53号	請負契約の締結について（5災219号準用河川笠野川河川災害復旧工事）

令和6年津幡町議会7月会議
 常任委員会議案審査付託表
 文教生活福祉常任委員会

議案番号	件名
議案第52号	津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第54号	請負契約の締結について（太白台小学校法面災害復旧工事）
議案第55号	請負契約の締結について（津幡運動公園長寿命化対策工事（運動公園体育館照明））

令和6年津幡町議会7月会議
 常任委員会議案審査結果表
 予算決算常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第51号	令和6年度津幡町一般会計補正予算（第4号）	原案可決

令和6年津幡町議会7月会議
 常任委員会議案審査結果表
 総務産業建設常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第53号	請負契約の締結について（5災219号準用河川笠野川河川災害復旧工事）	原案可決

令和6年津幡町議会7月会議
 常任委員会議案審査結果表
 文教生活福祉常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第52号	津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第54号	請負契約の締結について（太白台小学校法面災害復旧工事）	〃
議案第55号	請負契約の締結について（津幡運動公園長寿命化対策工事（運動公園体育館照明））	〃